生産緑地地区の一団要件が緩和されました!

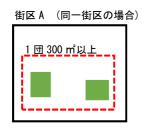
本市において生産緑地地区の一団要件の緩和を令和3年4月1日に下記のとおり行いましたのでお知らせします。

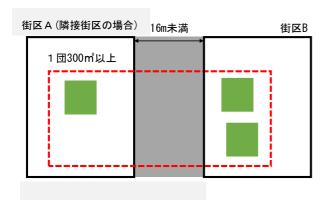
◆道連れ解除時における一団要件の緩和を行いました!

生産緑地の指定後、一団で300㎡を満たさなくなった場合において、同一又は周囲の街区に存在する生産緑地と合わせて面積の合計が300㎡以上あれば、生産緑地地区の指定が継続されることとなりました。(ただし個々の農地等の面積は100㎡以上とする。)

これまでは同一・隣接街区のみであり、はす向かいの街区は、合計 面積に含めることできませんでしたが、今回の緩和により、はす向か いの街区も周囲の街区としてみなされることになりました。

※一団要件の緩和(解除発生時)の例





今回の緩和により、新たに一団要件に追加

街区A(はす向かいの街区)
16m 未満
300 m 以上
16m 未満
街区C

※個々の農地等の面積は100 ㎡以上